

決 定 要 旨

被 審 人（本 店） 東京都千代田区神田多町二丁目2番地22

（商 号） 明治機械株式会社

上記被審人に対する平成25年度（判）第10号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金8271万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年10月7日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項2号及び4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年8月5日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項2号及び4号に該当

被審人は、東京都千代田区神田多町二丁目2番地22に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社であるが、被審人の子会社管理態勢の不備等により、被審人の子会社における架空伝票の作成や原価管理システム上での不正な原価の付替えにより、仕掛品を過大に計上していた。また、当該子会社では、取引先の代理店や物流を委託していた運送会社に対して、架空の受領書や注文書の作成を依頼し、その結果、被審人は架空の売上を計上するなどしていた。これらの結果、被審人は、関東財務局長に対し

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成20年 6月27日	第133期事業 年度連結会計 期間に係る有 価証券報告書	平成19年4月1日 ～平成20年3月31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が ▲563百万円であ るところを 172百万円と記 載 連結当期純損益 が▲929百万円 であるところを ▲487百万円と 記載	・仕掛品の過大 計上 ・のれんの過大 計上 ・架空売上の計 上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 5,965百万円であ るところを 8,114百万円と 記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成20年 8月14日	第134期事業 年度第1四半 期連結会計期 間に係る四半 期報告書	平成20年4月1日 ～平成20年6月30 日の第1四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 5,947百万円で あるところを 8,094百万円と 記載	・仕掛品の過大 計上 ・のれんの過大 計上 等
3	平成20年 11月14日	第134期事業 年度第2四半 期連結会計期 間に係る四半 期報告書	平成20年7月1日 ～平成20年9月30 日の第2四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 5,860百万円で あるところを 7,966百万円と 記載	・仕掛品の過大 計上 ・のれんの過大 計上 等
4	平成21年 2月13日	第134期事業 年度第3四半 期連結会計期 間に係る四半 期報告書	平成20年10月1日 ～平成20年12月 31日の第3四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 5,439百万円で あるところを 7,605百万円と 記載	・仕掛品の過大 計上 ・のれんの過大 計上 等
5	平成21年 6月26日	第134期事業 年度連結会計 期間に係る有 価証券報告書	平成20年4月1日 ～平成21年3月31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が ▲573百万円で あるところを▲ 163百万円と記 載 連結当期純損益 が▲1,098百万 円であるところ を▲688百万円 と記載	・仕掛品の過大 計上 ・のれんの過大 計上 ・架空売上の計 上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,558百万円で あるところを 7,118百万円と 記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
6	平成 21 年 8 月 14 日	第 135 期事業 年度第 1 四半 期連結会計期 間に係る四半 期報告書	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 6 月 30 日の第 1 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,690 百万円で あるところを 7,212 百万円と 記載	・仕掛品の過大 計上 ・のれんの過大 計上 等
7	平成 21 年 11 月 13 日	第 135 期事業 年度第 2 四半 期連結会計期 間に係る四半 期報告書	平成 21 年 7 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,345 百万円で あるところを 6,564 百万円と 記載	・仕掛品の過大 計上 ・のれんの過大 計上 等
8	平成 22 年 2 月 15 日	第 135 期事業 年度第 3 四半 期連結会計期 間に係る四半 期報告書	平成 21 年 10 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,572 百万円で あるところを 6,622 百万円と 記載	・仕掛品の過大 計上 ・のれんの過大 計上 等
9	平成 24 年 2 月 13 日	第 137 期事業 年度第 3 四半 期連結会計期 間に係る四半 期報告書	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が 369 百万円 であるところを 550 百万円と記 載	・売上原価の不 計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

第2

平成21年9月18日、第134期有価証券報告書及び第135期第1四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月6日、300個の新株予約権を1,504,741,200円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）172条の2第1項本文、法24条1項

番号2、同3及び同4

旧金融商品取引法172条の2第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

番号5

旧金融商品取引法172条の2第1項本文、法24条1項

番号2、同3、同4及び同5は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法185条の7第2項及び平成20年内閣府令第79号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」という。）61条の2を適用する。

番号6、同7及び同8

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

番号6、同7、及び同8は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3を適用する。

番号9

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

別紙1の第2に掲げる事実につき

法172条の2第1項1号、3項、5条1項、3項、176条2項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1

旧金融商品取引法172条の2第1項本文の規定により、被審人の第133期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (145,804円)

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円となる。

番号2、同3、同4及び同5

旧金融商品取引法172条の2第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第134期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第134期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第134期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第134期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(以下「第134期有価証券報告書」という。)に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (539,350円)

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、

第134期第1四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第134期第2四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第134期第3四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第134期有価証券報告書については、3,000,000円

となるが、第134期第1四半期報告書、第134期第2四半期報告書、第1

34期第3四半期報告書及び第134期有価証券報告書が、いずれも第134期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法185条の7第2項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の2の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第134期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第134期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第134期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{ 円}$$

第134期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

となる。

番号6、同7及び同8

法172条の4第2項の規定により、被審人の第135期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第135期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第135期第2四半期報告書」という。)及び同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第135期第3四半期報告書」という。)に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第135期第1四半期報告書	230,026円
第135期第2四半期報告書	254,710円
第135期第3四半期報告書	175,355円

が

② 6,000,000円

を超えないことから、

第135期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第135期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第135期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第135期第1四半期報告書、第135期第2四半期報告書及び第135期第3四半期報告書が、いずれも第135期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第135期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

第135期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

第135期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

となる。

番号9

法172条の4第2項の規定により、被審人の第137期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(90,402円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。

別紙1の第2に掲げる事実につき

法172条の2第1項1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載が

ある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

平成21年9月18日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $1,504,741,200 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 67,713,354 \text{ 円}$

について、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、67,710,000円

となる。